

お知らせコーナー

「下記の企画が寄せられました。
大切な機会として、お知らせします。」

これまで震災関係の復興研究に寄与してきた「兵庫県震災復興研究センター」が、2001年4月より、会員制に切り替え、新たな活動をスタートさせます。

その記念講演を、鳥取県知事片山善博氏を招いて下記のように行います。

鳥取県では、鳥取西部地震後いち早い復興支援策を行い注目を集めました。

鳥取県知事、片山善博氏は、阪神淡路大震災の時は、被災地の要望を聞く側(自治省)にいた方です。その教訓が、この鳥取県での公的支援策を打ち出す事に…。是非直接お聞きください。

震災研究センター第1回総会記念シンポジウム

I 部 記念講演

地域の復興に何が必要か

— 鳥取県西部地震の教訓から —



鳥取県西部地震で片山知事は、いち早く住宅再建に300万円の公的支援を実施。その片山知事が、決断の背景や今後の住宅再建支援制度を語ります。

鳥取県知事 片山 善博氏

【プロフィール】

1951年岡山県生まれ。74年、東大法学部卒業後、自治省入省。自治大臣秘書官、鳥取県総務部長、自治省府県税課長などを歴任。99年4月から鳥取県知事。

II 部 トーク&トーク

大震災から6年経った被災地の現状やこの大震災の教訓は何か、行政と被災者、情報公開と説明責任、「安心・安全権」の確立、被災者住宅再建支援制度のあり方などをご参加の被災者、市民、各分野の専門家が、片山知事と縦横に語り合います。

震災研究センターからは各分野の専門家が多数参加します。

■ 日時 4月30日(月) 振替休日

午後1時30分～5時

■ 会場 兵庫県農業会館大ホール(11階)

☎ (078) 333-5986

参加費 1000円(資料代) 事情により割引可

国民の「安心・安全権」の確立のために

主催/兵庫県震災復興研究センター

代表 菊本義治(神戸商科大学教授)
代表 西川榮一(神戸商科大学教授)

☎ 078-371-4593

FAX 078-371-5985

HP: <http://www.shineai.or.jp/hrc-qr/>

EM: td02-hrq@kh.rim.or.jp

被災地支援のための基金等救援活動に積極的に参加を。(カンパ振込口座
〒振込口座番号 01170-7-29732 全教神戸市教職員組合)

被災地だより これ以上人災による犠牲者を出さないために

強力な絆を避難所になった神戸の学校現場から全国へ

絆



第18号 2001・4・17

全教神戸市教職員組合「絆編集係」・神戸市中央区下山手通4・13・9中尾ビル3F・TEL-078-391-7508・

FAX-078-391-8549・〒振込口座番号 01170-7-29732

被災者の声を国連へ (スイス・ジュネーブ)

震災6周年を迎えても今なお復興が進まず、被災地では、その格差が広がっています。兵庫県震災復興県民会議と兵庫県震災復興研究センターは、国際人権活動日本委員会の一員として、国連社会権規約委員会で日本政府の人権軽視、救援・復興施策をただし、国際世論で包囲することを決めました。そのため、4月に先遣隊1名、8月に数名の代表団を国連に派遣することを発表しました。

派遣の経緯



国連社会権規約委員会(以下、国連同委員会)に提出された日本政府の社会権規約に基づいた1998年提出の書類には、阪神・淡路大震災に関することが全く取り上げられていませんでした。それに対し、「復興県民会議」と「震災研究センター」は、2000年5月日本政府に対する「質問事項」「反論書」などを国連同委員会に提出しました。そのため、国連同委員会から、日本政府に対し、「震災復興の質問事項に対する報告書」提出を求めたものです。その報告書審査が今年8月に行われるため、審査員に対し、被災地の実情を昨年提出した「反論書」などを基に、被災者の代表として、直接訴えに行くことになったものです。

2000年5月国連社会権規約委員会に提出された日本政府に対する「反論書」(カウンターレポート)の要約は、次頁のとおりです。

「代表団派遣のための支援募金募集しています。TEL・078・371・4560(同会議)」

(カンパ振込口座 振込口座番号 01170-7-29732 全教神戸市教職員組合)

「居住権」・「助け合い」・「公的支援」

被災者ネットワーク代表世話人の安田秋成さんの発言から(国連派遣代表団の一人)

「居住権」について、

「(前略)…まちづくりの問題について、これまで住民はあまり深く考えてこなかった。私たちがそうです。

鳥取県の人に比べて残念だと思います。鳥取県の人たちは大地に根を下ろして、動かんというんでしょ。だからそこに仮設をつくらなくてはならない。私たちは、西区であろうが北区であろうが、避難所を出て行くのなら早く当たりたいという格好なのです。だから私たちの地域に対する考え方というものは大地に根のついたものではなかったと反省しています。少なくともこれから大災害にあった人たちは、『現地に仮設住宅を建てよ。現地に住民がいない限り商店街の再建もないんだ』という阪神淡路大震災の教訓を、貫いていく必要があるんじゃないかと考えています。」

「助け合い」について、

「困った時に助け合うのは人間の原点だと、私は思います。震災の時はみんなそうしたんです。ところがこれからは、困った人を助けるという問題も考えなくてはならない。これは市民道徳としての始まりではないか。震災の中でこうした道徳というものを作り上げていかなければならないだろうと思います。子どもの非行やいろいろ

な問題を先生の責任や学校の責任に、あるいは親だけの責任にするのではなく、地域で助けあう気持ちをどう作り上げていくのか。仮設住宅ではささやかではありますが、これがありました。これが今、木っ端微塵に壊れてしまっているんです。しかし、そういう経験をした人たちが今、被災者住宅に住んでいます。この人たちが自分の気持ちや自分の良心をまっすぐ伸ばせるような生活環境・まちづくりを考えていく必要があるんじゃないかと思う訳です。」

「公的支援」について、

「私は、大きな災害であったということで、公的支援をはじめ、自立支援の方法についても、住宅支援、生活支援という基本的な問題を提起したのは阪神淡路大震災だったと思います。その大震災被災者の私たちが、この基本的な公的支援法や住宅支援法成立のために、やはりその戦列の先頭に立つとはいいいませんが、少なくともその中核あたりにはなって進んでいきたい。そのためには6年間被災者運動を続けてきました。後何年たとうとも、これが実現する時まで、あるいは、少なくとも市長が我々の市長と交代するまでは言いつづけたいと思います。」

国連社会権規約委員会に提出された「カウンターレポート」の要約

はじめに被害の実情を訴え、特に、社会権規約第11条「居住の権利」侵害の実態を次の8項目に分けて説明。

- 1・多数の倒壊家屋による被害は、住居の「安全」を確保する建築基準法などの法律の運用や政策が「居住の権利」を守るものではなく、防災対策の怠慢と利潤追求に走った結果である。
- 2・被災後の避難所、仮設住宅は、被災者の「平和と尊厳」を守るものでなかった。
- 3・被災後、避難所での「震災関連死」、仮設住宅、復興住宅での「孤独死」は、物心両面のケアの欠如と放置が主要因。
- 4・被災者が、恒久住宅へ移動するまでに2度もコミュニティを崩され、元に戻る権利の保障が困難になる。
- 5・区画整理事業、都市開発事業による建築制限は元の場所に住み続ける「居住権」の侵害であり、自営業者が営業して生活することも困難にした。
- 6・被災地の多くの「都市計画」等は、被災者との民主的な話し合いが保障されず、行政が一方的に決定、実行したことは「一般的意見4」に違反するものである。
- 7・第11条「居住権の保障」のため、「適切な処置」として行われなければならない被災者に対する公的支援金の支給を、政府、自治体は拒否し続けた。
- 8・政府、自治体による救援・復興計画は、国際人権規約の水準を満たしたのではなく、その重大な誤りの結果、現在なお人権と居住の権利が奪われている実態がある。

(最後に、まとめとして、)

多くの被災者は、復興公営住宅に移ったが、居住適合性・コミュニティの欠如した居住条件下におかれ、今もなお健康や人間らしい暮らしの権利は失われている。大震災はまだ終わっていない。



二〇〇一年三月二十四日午後三時二十八分

空本 帆波

芸予地震発生・その時私たちは……

高橋 洋子

古中 一成

友だちの家で遊んでいると震度6弱の地震がありました。私が感じたのは横ゆれで家も犬小屋もすべてゆれました。家に帰るとちゅうの酒屋では、お酒がみんな割れて水びたしでした。友だちの家は木のカスが柱の近くから出たりしていました。次の日、家の階段のカベにひびが入っていたり、カワラがずれていたりしました。

呉市では女の人がコンクリートの下にじきになっていたりもしました。私は夜、余震にびくびくしていてあまりねむれませんでした。同じような人もいたと思います。

今後のためにラジオや毛布などを入れて地震などの災害に備えておいたり、家の家具を固定したりして対策を考えておいたらいと思います。この地震を教訓として亡くなったけがを負う人がいなくなればいいと思います。

ぼくは、野球の試合で三原に、野球の人らといっていたら、きゅうにゆれだし、だんだんつよくなりみんながグラウンドのまん中にでていくと、グラウンドにすごい地割れが入ったのでびっくりしました。それから帰ろうとすると、山がくずれていてみんながスコップでなおして、やっとかえろうとしてバスの中から外を見ると、三原の方の家ぜんぶ、やねのかわらが落ちていたり、家がかたむいたりしていました。音戸の方に帰ってみると、そんな家は一つもありませんでした。ぼくは、初めてあんな大きな地震にあったので、すぐくびつくりし、地震というのは、すごくこわいなあと思いました。

今後もし、おおきな地震がきたときのために、パニックせず、大きな机の下にかくれるとか、したいです。もう、地震くるなあ。

私は、ひとちゃんと、倉橋の、温泉にいました。震度6弱で、音戸町、倉橋町は、5強でした。私とひとちゃんは、いろんな物が売っている所にいました。はじめは、横ゆれで、ちよつとして、縦にゆれました。

家に帰ってみると、おき物のガラスケースが落ちて、われていました。花びんも、たおれていました。

呉にある、自分の家のお店は、印刷所なので、何万個もある、活字が全部落ちていて、かたづけが3ヶ月くらいも、かかるので、大変そうでした。

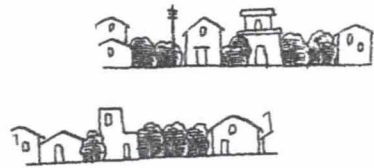
私は、地震があつて、こんなに大きい地震は初めてで、自然とかがすごくこわい物だと思いました。

こんどまた、こんどこんなに、大きな地震がきた時のために、いろいろなことを、知っておきたいです。



広島で震度6弱⇔阪神の教訓生かしてほしい!!

阪神淡路大震災後、被災地の教訓を生かしたいと、被災地神戸と様々な地域との交流が広がっています。そのうちの一つ、昨年修学旅行で神戸にきて同年代の中学生同士の交流会などを行った広島から、今年のメモリアルデーに掲載された新聞記事が送られてきました。(下記)



(中国新聞)
2001年1月16日

阪神大震災の
教訓生かそう
中学校教諭
西谷 幸 49歳

「阪神大震災の二十年
も前に専門家が、神戸に
は活断層があり、大地震
の可能性を指摘していた
にもかかわらず、多くの
市民は、『まさか神戸に
限って』と考えていまし
た。震災を通して神戸市
民は、自然を科学的に学
び、知ることの大切さを

知りました」
これは、教諭を震災
で亡くした神戸の小学校
の先生が、福山の修学旅
行生に話された言葉で
す。修学旅行から帰った
生徒たちは、自分たちの
通学路の下に活断層があ
ることを初めて知りまし
た。そこから、『災害に
強い町づくり』をテーマ
とした学習を始めた子ど
もたちも出てきました。

被災者の多くの人たち
は、経済的な理由でいま
だに震災時に住んでいた
地域に住むことができま
せん。「本当の復興は、
被災者の最後の一人の叫
びまで聞き取って、これ
からの町づくりに生かす
ことです」と神戸の先生
は言われていました。

昨年、中国地方にも大
きな地震がありました。
二十一世紀を安心して暮
らせる町づくりが、強く
求められる時期になって
きたのではないでしょ
うか。(福山市)

その広島で、今年3月24日、震度6弱、阪神淡路大震災に匹敵する大きさの地震が発生!! 地震の活動期に入った日本列島を実感するできごとでした。

地震の規模が大きかったにもかかわらず、被害が少なかったのは、震源が深かったのに加え、阪神大震災以後、ライフラインの防災対策などを強化していたため、と報じられました。

神戸でも震度3を記録、直後に広島へ連絡したものの、電話・インターネットが不通で、その被害状況が掴めず一層の不安を感じた方も多かったようです。

全教広島(教職員組合)の当時の資料によると、「早速各学校の被害状況を知るため、各市町村、県教委に働きかける一方、自らその実態把握と、子ども達、教職員、組合員の様子を詳しく把握し、全教本部と連絡をとり、支援の要請行動を行った。」と記されています。95年、私たちが被災して直後の混乱状態の中、全国各地から温かい支援を受けたことが蘇りました。

改めて、大変な状況だったこととお見舞い申し上げます。

「丁度学校は春休みに入ったため、校舎や校庭等の被害があつた割には、人的被害が限られた面はホッとするとところだった」とも書かれていました。しかし白昼の災害のため多くの子ども達とその恐怖を実感しました。そのときの様子を綴った広島県安芸郡「明徳中学校」1年生の作文が寄せられたので次ページにその一部を載せます。

被災地での様々な体験を交流し、その中での教訓を、心のケアを含め、今後、防災面で生かされることを、全国各地の共通の課題にしたいものです。

大地のことを教えてこなかった理科教育

(第2/4回)

神戸市立飛松中学校 嵩本 格

市民は“断層が動いて地震がおこる”ことを知らなかった。“活断層は過去に大地震がおこった証拠である”ことも、“市街地の近くや地下に震源になる断層がある”ことも、“六甲山地が激しい地殻変動で地震をおこしながら高くなってきた山である”ことも知らなかった。とうぜん、“神戸で大地震が起こっても不思議ではない”という学者がいることも、“そのときには壊滅的な被害を受ける”と断言する報告があることも知らなかった。

思えば、少なくとも中学校間での日本の理科教育の中で地震の原因がきちんと扱われたことはほとんどなかった。断層とは単なる地層のくいちがいであった。断層は過去の地殻変動の証拠であるという教え方はされたとしても、今後も動く“活断層”という扱いは中学校の理科のなかではされてこなかった。地域の具体的な事実こそくして地殻変動を教えることは例外的な一部の教師がおこなうだけであった。

「活断層」が教えられなかった訳

学校での教育の内容を規定している文部省学習指導要領にその記述がないことが一つの要因だ。中学校の学習指導要領(1989年版)には“地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震に伴う土地の変化や災害についての認識を深めること”とあるだけである。

その扱いを解説した指導書には“地震の大きさ(震度)と規模(マグニチュード)については、その違いを簡単に説明する程度とする“とわざわざ制限を加えている。まるで“一般の人には地震なんてわからなくってもいい”とっているに等しい。

この記述のために、教科書では“地震のときに大地が隆起したりずれたりする”と、断層は地震の結果として扱われるだけである。地殻変動という視点で見たときに日本列島がどのような位置にあるのか、地震はどのような理由でどのような場所におこるのかは扱われなかった。

地震の原因や、地震は巨大な力によって岩盤が破壊する現象であり、地震動はそのエネルギーの地表への伝達であるといった地震の本質にはふれていない。

「なぜ地震の原因を
教えなかったのか？」

この学習指導要領の作成にかかわった研究者に“なぜ地震の原因を教えるようにしなかったのか”と質問したことがある。“学問的に論争中で確定していない”と強く主張する人たちがいるからだという。そのため、岩盤の破壊現象である地震の原因であり、過去における地震発生のものである断層は、単に地震の結果地表にあらわれる現象として扱われることになった。その研究者は“それどころか、当初の原案では、震度階とマグニチュードの違いはむずかしいから、震度階は教えなくてもよいことになっていた”と嘆いていた。

地震波は人々の生活を破壊する揺れとしてではなく、入試での出題頻度の高い震央距離を求めるためのデータとして扱われてきた。

高等学校では地学を開講している学校はきわめて少なく、開講していても受講する生徒はわずかである。おそらく生徒全体の1割程度であろう。とすれば、中学校での理科の授業の内容が、日本の人々の地震についての学力を規定しているといってもよい。

「基礎学力の欠如」

専門家がしかるべき報告書を書いても、自治体の責任者や担当者によって読み取る基礎学力がなければ、それに見合った対策もたてられるはずはないし、市民に対する啓発もおこなわれるはずもない。市長や県知事、自治体の責任者が警告の意味を読み取れなかったとすれば、その責任能力が問われなければならない。仮に読み取れたのに、経済的な理由や政治的な事情で無視をしたとすれば責任はいっそう重大である。

いっぽう、市民の側も、報告書を読みとって行政に対策や情報公開を求めることができなかったのは基礎学力の不足だったといわざるをえない。

ここで基礎学力の欠如というのは、“地震のことを科学的に知っていなかった”ということだけではない。“破滅的な被害を受ける”という表現から、リアリティーをもって神戸の地震直後の様相を思い浮かべられたかという想像力の欠如もあったかもしれない。

(次回、致命的な欠陥を拡大した
新学習指導要領)

